

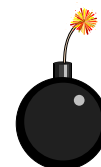
## シリーズ その5 特別受益の巻-1

相続分に関して、特別受益という言葉が聞きますがどういうものでしょうか？



特別受益というのは、被相続人が生前中に共同相続人の中のある特定の者に財産を贈与し又は遺贈する場合があります。

この贈与等を除外して相続分を計算したのでは、共同相続人間に不公平な結果となります。



そこで民法の規定は、共同相続人中に、被相続人から遺贈を受け、又は婚姻、養子縁組のため若しくは生計の資本として贈与を受けた者があるときは、相続開始当時の被相続人が有していた財産の価格にその贈与の価格を加えたものを相続財産とみなして各人の相続分を計算する規定になっています。この生前贈与等が特別受益といわれるものです。

この贈与等の趣旨を考えると、ある者のみに対して相続分以外に特別に利益を与えるのではなく、相続分の前渡しと見るのが一般的だと思います。

<計算例> 相続人 = 配偶者(妻) + 子(長男、長女)

相続開始当時の財産の価格 3,500万円

・長女結婚の持参金として金500万円を贈与していた場合

の想定相続分

配偶者の相続分(3,500万円+500万円)×2分の1=2,000万円

長男の相続分 (3,500万円+500万円)×4分の1=1,000万円

長女の相続分 (3,500万円+500万円)×4分の1=1,000万円

長女への特別受益分を控除すると配偶者2,000万円、長男1,000万円、長女500万円となります。



もしも特別受益が多かったら…

上例で、長女結婚の持参金として、2,000万円を贈与していた場合の想定相続分

相続開始当時の財産の価格 2,000万円

上記例で、長女の相続分は1,000万円ですが、すでに2,000万円を特別受益として貰っているので、今回の相続で貰える分はなく、配偶者と長男で2,000万円を下記の割合で分けます。

配偶者の相続分  $2,000 \text{万円} \times (2,000 \text{万円} \div (2,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円})) = 13,333,333 \dots \text{円}$

長男の相続分  $2,000 \text{万円} \times (1,000 \text{万円} \div (2,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円})) = 6,666,666 \dots \text{円}$